

第 5 章

計画の推進体制

1. 計画の推進体制の確立

1-1 内部体制の確立

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

また、市職員に対して研修を実施し、障がい者福祉に関する知識と意識を高め、障がい者施策を実施する職員としての資質を向上します。

1-2 推進体制の機能強化

質の高いサービスを提供するため、障がい者団体、民間非営利団体（NPO）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設などとの連携を強化し、関係機関で構成する地域自立支援協議会を設置することにより、障がいのある人が最適なサービスを効率的に利用できるよう支援します。

1-3 広域的な連携の強化

周辺市町村や障がい者福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、関係団体などとの連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、事務事業の合理化など、福祉サービスを向上します。また、国や県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。

第5章 計画の推進体制

1-4 評価体制の構築

市の行政評価システム等を活用して計画に対する客観的な評価を行います。評価結果については市のホームページや広報紙などを通じて広く市民に周知します。

さらに、障がいのある人やその家族、関係団体などと意見交換できる場をもうけるとともに、地域自立支援協議会を活用するなど、計画の進捗状況について毎年度点検し、計画を効果的かつ着実に推進します。また、介護保険制度の動向をみながら、必要に応じて事業内容や推進体制を見直します。